

衛生管理者免許試験 公表問題

労働衛生（有害業務に係るもの以外）

- ① 温熱条件
- ② 視環境
- ③ 必要換気量
- ④ 快適職場
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑥ 腰痛予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 感染症
- ⑩ 情報機器作業
- ⑪ 労働衛生対策
- ⑫ 健康保持増進
- ⑬ メンタルヘルス対策
- ⑭ エイジフレンドリー
- ⑮ 健康診断の検査項目
- ⑯ 労働衛生管理統計
- ⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
- ⑱ 一次救命処置
- ⑲ 出血・止血法
- ⑳ 熱傷
- ㉑ 骨折

【令和 6 年 10 月】

【問 3 6】 厚生労働省の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に関する次の記述のうち、適切なものはどれか。

- (1) 経営トップ自らが、高齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明する。
- (2) 高齢者労働災害防止対策には、事業場全体で取り組むことが重要であることから、対策を推進するための特定の部署や担当者を指定することは避けるようにする。
- (3) 身体機能が低下した高年齢労働者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を行うが、危険を知らせるための警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい高音域の音を採用するとよい。
- (4) 高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいが、個々の労働者に対する不利益につながるおそれがあることから、体力チェックの評価基準は設けないようにする。
- (5) 高年齢労働者は、十分な経験を有しているため、改めて安全衛生教育を行うことは高年齢労働者の自尊心を損なうおそれがあるばかりでなく、長時間にわたり教育を行うことは身体面の負担が大きいことから、最小限の時間と内容で行うことが望ましい。

▶▶解説◀◀

- (1) 適切である
- (2) 適切でない：「特定の部署や担当者を指定することは避けるようにする」⇒「高齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化すること」。
- (3) 適切でない：「高音域の音」⇒「中低音域の音」。
- (4) 適切でない：「体力チェックの評価基準は設けないようにする」⇒「安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法及び評価基準は安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化することが望ましい」。なお、指針には、体力チェックの評価基準を設けない場合及び設ける場合の考慮事項が示されている。
- (5) 適切でない：「高年齢労働者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。高年齢労働者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。」とされており、設問は適切ではない。

解答 (1)